

●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年9月11日

香川県監査委員	林	勲
同	大	西
同	香	川
同	城	宗

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
西讃土木事務所	平成27年8月5日
中讃土木事務所	〃
長尾土木事務所	平成27年8月11日
高松土木事務所	〃
都市計画課	平成27年8月18日
技術企画課（工事検査室）	〃
建築指導課	〃
港湾課	平成27年8月20日
下水道課	〃
住宅課	〃
河川砂防課	平成27年8月21日
道路課	〃
土木監理課	〃
高松港管理事務所	平成27年8月31日

- 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 都市公園施設設置許可に係る使用料の納入通知書について、納期限の10日前までに納入者に到着していないものがあった。（長尾土木事務所）

(イ) 証紙収納報告書について、金額等の記載を誤っており、過少に調定していた。（建築指導課）

(ウ) 証紙を貼付した申請書に、月別の通し番号の記入のないものが多数あった。また、出先機関からの証紙収納報告書については、規則で定める様式により報告させる必要がある。（

建築指導課)

イ 手当について

超過勤務手当について支給漏れがあった。 (道路課)

ウ 契約について

(ア) クレーン保守点検業務委託契約について、契約書に定める業務の成果に関する報告書が提出されていなかった。また、年次検査報告書から、点検項目の一部が漏れていた。 (西讃土木事務所)

(イ) 水門施設の保守点検業務委託契約において、点検で発見された不具合の修繕を当該委託契約に追加する場合は、追加した業務を変更契約で明らかにする必要があった。 (西讃土木事務所)

(ウ) 不用品売却等の契約に当たっては、対象となる物品の種類や数量の確認、見積条件の設定、見積書の徵収、契約の相手方及び契約額の決定など一連の手続を的確に行うとともに、事務処理の経緯を記録するなど、適切な対応が必要である。 (下水道課)

エ 財産について

(ア) 道路占用更新許可に係る申請書が、規則で定める様式と異なっていた。また、更新に係る占用期間の記載がない申請書が散見された。 (西讃土木事務所)

(イ) 工作物の異動について、公有財産簿の修正ができておらず、公有財産異動報告伺書を財産経営課長へ送付していなかった。 (住宅課)

オ その他について

県に事務局を置く任意団体については、自主検査を年に2回以上実施する必要があるが、平成26年度は1回も行っていなかった。 (高松港管理事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし